

全飲連 新総合賠償共済制度

(賠償責任保険+事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」)

〔保険期間(ご契約期間):平成29年8月1日午後4時から平成30年8月1日午後4時までの1年間〕

【加入申込締切日】

平成29年7月21日(金) **全飲連必着**

※中途加入につきましては裏表紙をご覧ください。

ワイドプランS型・SS型と
とおみせのマスターは
標準営業約款
「Sマーク」対応!



お申込み方法

加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属の支部、組合事務所まで、掛金を添えてお申込みください。

※複数店舗の場合は、必ず店舗ごとにお申込みください。

※複数の業種を行っている場合は、主たる業種(売上高の最も多い業種)にてご加入ください。

もくじ

■充実した補償内容をご希望の方は…ワイドプラン	P1
■スリムな補償内容でリーズナブルな保険料をご希望の方は…エコミープラン	P7
・オプション 食中毒が発生してしまった際の利益損失を補償されたい方は…休業補償	P9
■物損害・賠償・休業リスクをまとめて補償する総合型共済…おみせのマスター	P11
■重要事項等説明書	P19

■本共済の加入資格者(加入対象者)および記名被保険者(保険の補償を受けられる方で加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方)は全飲連の組合員にかぎります。

■全飲連新総合賠償共済制度とは全飲連が引受保険会社である損保ジャパン日本興亜と提携して運営する「賠償責任保険」「事業活動総合保険『ビジネスマスター・プラス』」です。

充実した補償内容のプランをご希望の方は・・・

ワイドプラン

(日本国内のみ)

(賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、生産物特約条項、施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、受託者特約条項 他)

S型とSS型は…
標準営業約款
「Sマーク」対応!



【保険の補償を受けられる方（被保険者）の範囲】

- ①貴店（記名被保険者）、②貴店の役員・使用人、③貴店の下請負人、④貴店の下請負人の役員・使用人
※②③④は、貴店の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。
※使用人にはアルバイトを含みます。
※受託物賠償事故の保険の補償を受けられる方（被保険者）は①②のみとなります。

ワイドプランの補償範囲

エコノミープランの補償範囲

食中毒賠償事故

～生産物賠償事故（身体賠償）～

貴店が製造・販売した飲食物が原因で、お客さまなどの第三者へ身体の障害が発生した場合に、貴店が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

<事故例>



- 提供した飲食物が腐敗していたために、お客さまが食中毒になった。
- 販売した飲食物に誤って金属片が混ざってしまい、お客さまが口の中をケガした。

生産物賠償事故（財物賠償）

貴店が製造・販売した食品等により、第三者の財物の損壊が発生した場合に、貴店が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

施設・昇降機賠償事故

貴店が所有、使用または管理する施設（昇降機を含みます。）や貴店の営業活動が原因で、お客さまなどの第三者にケガをさせたり、お客さまなどの第三者の財物をこわしたりしたために法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

<事故例>



- ウェイトレスが料理を落としてお客さまにやけどを負わせた。
- 調理場から出火し、火災によりお客さまがケガをした。

受託物賠償事故

店舗内でお預かりしたお客さまなどの第三者の財物をこわしたり、盗まれたことにより、その財物の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

<事故例>



- お客さまからお預かりしたコートが従業員の不注意により何者かに盗まれた。

人格権侵害・宣伝障害

プライバシーの侵害などに起因する慰謝料などに対して保険金をお支払いします。

<事故例>



- お客さまを無銭飲食者と間違えてしまった。



ワイドプランなら 次の補償もセットされます!!

被害者対応費用

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用をお支払いします。

※被害者1名（法人の場合は1法人）につき、対人見舞費用2万円（死亡は10万円）、対物臨時費用2万円、保険期間中1,000万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。

事故対応特別費用

生産物賠償事故、施設・昇降機賠償事故または受託物賠償事故で補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴店が知った場合において、貴店がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。

※保険期間中1,000万円を限度とします。

第三者医療費用

店舗内でお客さまが偶然な事故によりケガをした場合、貴店の法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず支出した医療費用または葬祭費用をお支払いします。

※被害者1名（法人の場合は1法人）につき、50万円を限度、保険期間中1,000万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。

<事故例>



○ 店内の階段でお客さまが転んでケガをした。

飲食物自体の損害

提供した飲食物による第三者の身体の障害や財物の損壊が発生し、貴店に保険金が支払われる場合、その原因となった飲食物（事故製品）自体に関わる損害を補償します。

※保険期間中1,000万円を限度とします。
※自己負担額（免責金額）は、食中毒賠償補償と同額の1事故あたり1,000円となります。

物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害

食中毒賠償補償および施設・昇降機賠償補償で対象となる急激かつ偶然な事故が生じ、第三者の財物に対して物理的損傷を伴わない使用不能損害が発生したことによって、貴店が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

<事故例>



○ 店内で爆発事故が発生させた際、隣接店舗には損壊を与えなかったものの、その店舗の入口付近も立入禁止区域となったため、休業させることになった。

※1事故1,000万円（食中毒賠償補償の場合は保険期間中の限度も同額となります。）を限度とします。
※自己負担額（免責金額）は、食中毒賠償補償および施設・昇降機賠償補償と同額の1事故あたり1,000円となります。

■保険金額（お支払限度額）

補償区分	ご加入の型			
	A型	B型	S型 Sマーク対応!	SS型 Sマーク対応!
食中毒賠償事故	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 3,000万円 (自己負担額1,000円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 5,000万円 (自己負担額1,000円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 1億円 (自己負担額1,000円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 2億円 (自己負担額1,000円)
施設・昇降機 賠償事故	身体賠償・財物賠償 共通 1事故 3,000万円 (自己負担額1,000円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故 5,000万円 (自己負担額1,000円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故 1億円 (自己負担額1,000円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故 2億円 (自己負担額1,000円)
受託物賠償事故	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 100万円 (自己負担額1万円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 100万円 (自己負担額1万円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 100万円 (自己負担額1万円)	身体賠償・財物賠償 共通 1事故・保険期間中 100万円 (自己負担額1万円)
人格権侵害・ 宣伝障害(※)	(被害者1名につき) 100万円 (1事故・保険期間中) 1,000万円	(被害者1名につき) 100万円 (1事故・保険期間中) 1,000万円	(被害者1名につき) 100万円 (1事故・保険期間中) 1,000万円	(被害者1名につき) 100万円 (1事故・保険期間中) 1,000万円

(※) 人格権侵害・宣伝障害におきまして、受託物賠償補償でのお支払いはできません。

(注) 自己負担額は1事故あたりの金額となります。

■お支払いする保険金

保険金の種類	内容												
①損害賠償金	<p>損害賠償請求権（被害者）に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 身体賠償事故の場合・・・治療費、医療費、慰謝料など 対物賠償事故の場合・・・修理費、再調達に要する費用など ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。</p> <p>■次の損害につきましては、それぞれの保険金額（ご契約金額）の限度内（内枠）で個別のお支払限度額が設定されています。</p> <table border="1" data-bbox="443 521 1455 801"> <thead> <tr> <th>補償区分</th> <th>被害の内容</th> <th>お支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産物賠償補償</td> <td>記名被保険者の生産物自体および仕事の目的物の被害</td> <td>保険期間中 1,000万円</td> </tr> <tr> <td>受託物賠償補償</td> <td>受託物の損傷・紛失・盗取・詐取など</td> <td>受託物の時価*</td> </tr> <tr> <td>施設・昇降機・生産物賠償補償共通</td> <td>物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害</td> <td>1事故・保険期間中1,000万円（自己負担額：1,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*財物の損壊が発生した地および時において、財物の損壊がなければ有したであろう価額をいいます。</p>	補償区分	被害の内容	お支払限度額	生産物賠償補償	記名被保険者の生産物自体および仕事の目的物の被害	保険期間中 1,000万円	受託物賠償補償	受託物の損傷・紛失・盗取・詐取など	受託物の時価*	施設・昇降機・生産物賠償補償共通	物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害	1事故・保険期間中1,000万円（自己負担額：1,000円）
補償区分	被害の内容	お支払限度額											
生産物賠償補償	記名被保険者の生産物自体および仕事の目的物の被害	保険期間中 1,000万円											
受託物賠償補償	受託物の損傷・紛失・盗取・詐取など	受託物の時価*											
施設・昇降機・生産物賠償補償共通	物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害	1事故・保険期間中1,000万円（自己負担額：1,000円）											
②損害防止費用	被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。												
③緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。												
④権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。												
⑤争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。												
⑥協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。												
⑦事故対応特別費用	補償対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）をお支払いします。ただし、保険期間中1,000万円を限度とします。												
⑧被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用をお支払いします。ただし、被害者1名（法人の場合は1法人）につき、対人見舞費用2万円（死亡は10万円）、対物臨時費用2万円、保険期間中1,000万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。												
⑨第三者医療費用	特約条項に規定する事故または施設に隣接する道路における事故により第三者に身体の障害が発生し、記名被保険者が医療費用および葬祭費用を実際に支出することにより被る損害に対して、被害者1名について50万円を限度、1事故・保険期間中1,000万円を限度に補償します。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。 【ご注意】 第三者医療費用をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、既にお支払いした第三者医療費用は「①損害賠償金」に充当されます。												
⑩人格権侵害	保険期間中に、被保険者の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害（不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、被害者1名につき100万円、1事故・保険期間中1,000万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。												

※②から⑨の損害については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

※②～⑥までを合算して保険金額が限度となります。

※自己負担額（免責金額）は①に適用されます。

■ご加入の型と年間掛金一覧表

○直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準にご加入ください。

○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。
(保険期間：1年)

ご加入の型	売上高区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	年間掛金		
			(イ) レストラン 食堂 居酒屋 喫茶店	(ロ) 仕出 弁当 給食 惣菜小売	(ハ) スナック バー キャバレー
A型 保険金額 3,000万円	1	1,000万円以下	4,380円	5,360円	4,780円
	2	1,000万円超 2,000万円以下	5,730円	6,780円	6,460円
	3	2,000万円超 3,000万円以下	7,090円	8,220円	8,120円
	4	3,000万円超 4,000万円以下	8,840円	9,650円	9,890円
	5	4,000万円超 5,000万円以下	10,930円	12,260円	12,640円
	6	5,000万円超 6,000万円以下	13,700円	14,130円	14,930円
	7	6,000万円超 7,000万円以下	15,060円	16,450円	17,490円
	8	7,000万円超 8,000万円以下	16,400円	19,080円	19,150円
	9	8,000万円超 9,000万円以下	19,420円	20,490円	22,530円
	10	9,000万円超 1億円以下	20,750円	24,300円	24,190円
	11	1億円超 1億1,000万円以下	22,120円	25,740円	25,860円
	12	1億1,000万円超 1億2,000万円以下	23,460円	27,160円	27,520円
	13	1億2,000万円超 1億3,000万円以下	28,410円	28,590円	32,980円
	14	1億3,000万円超 1億4,000万円以下	29,740円	30,000円	34,640円
	15	1億4,000万円超 1億5,000万円以下	31,110円	36,640円	36,320円
	16	1億5,000万円超 1億6,000万円以下	32,460円	38,070円	37,970円
	17	1億6,000万円超 1億7,000万円以下	33,830円	39,490円	39,620円
	18	1億7,000万円超 1億8,000万円以下	35,170円	40,900円	41,270円
	19	1億8,000万円超 1億9,000万円以下	36,530円	42,330円	42,950円
	20	1億9,000万円超 2億円以下	37,910円	43,750円	44,600円
B型 保険金額 5,000万円	1	1,000万円以下	4,680円	5,750円	4,880円
	2	1,000万円超 2,000万円以下	6,240円	7,480円	6,580円
	3	2,000万円超 3,000万円以下	7,820円	9,220円	8,270円
	4	3,000万円超 4,000万円以下	9,780円	10,950円	10,050円
	5	4,000万円超 5,000万円以下	12,080円	13,870円	12,810円
	6	5,000万円超 6,000万円以下	15,050円	16,050円	15,120円
	7	6,000万円超 7,000万円以下	16,620円	18,670円	17,690円
	8	7,000万円超 8,000万円以下	18,200円	21,590円	19,350円
	9	8,000万円超 9,000万円以下	21,410円	23,300円	22,750円
	10	9,000万円超 1億円以下	22,960円	27,410円	24,430円
	11	1億円超 1億1,000万円以下	24,560円	29,140円	26,130円
	12	1億1,000万円超 1億2,000万円以下	26,100円	30,870円	27,810円
	13	1億2,000万円超 1億3,000万円以下	31,250円	32,610円	33,280円
	14	1億3,000万円超 1億4,000万円以下	32,800円	34,320円	34,940円
	15	1億4,000万円超 1億5,000万円以下	34,390円	41,260円	36,650円
	16	1億5,000万円超 1億6,000万円以下	35,940円	42,980円	38,320円
	17	1億6,000万円超 1億7,000万円以下	37,510円	44,720円	39,980円
	18	1億7,000万円超 1億8,000万円以下	39,080円	46,450円	41,670円
	19	1億8,000万円超 1億9,000万円以下	40,650円	48,180円	43,330円
	20	1億9,000万円超 2億円以下	42,240円	49,900円	45,020円

※年間売上高2億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※上記掛金は、年間保険料と制度運営費（500円）の合計です。

※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用（パンフレット発送費、電話代など）に使用されます。

■ご加入の型と年間掛金一覧表

○直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準にご加入ください。

○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますので
ご注意ください。（保険期間：1年）

ご加入の型	売上高区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	年間掛金		
			(イ) レストラン 食堂 居酒屋 喫茶店	(ロ) 仕出 弁当 給食 惣菜小売	(ハ) スナック バー キャバレー
Sマーク 対応！ S型 保険金額 1億円	1	1,000万円以下	5,250円	6,480円	6,160円
	2	1,000万円超 2,000万円以下	7,200円	8,750円	8,950円
	3	2,000万円超 3,000万円以下	9,190円	11,030円	11,760円
	4	3,000万円超 4,000万円以下	11,540円	13,310円	14,650円
	5	4,000万円超 5,000万円以下	14,240円	16,790円	18,500円
	6	5,000万円超 6,000万円以下	17,620円	19,520円	21,920円
	7	6,000万円超 7,000万円以下	19,600円	22,680円	25,620円
	8	7,000万円超 8,000万円以下	21,550円	26,170円	28,390円
	9	8,000万円超 9,000万円以下	25,180円	28,430円	32,920円
	10	9,000万円超 1億円以下	27,130円	33,100円	35,700円
	11	1億円超 1億1,000万円以下	29,120円	35,370円	38,530円
	12	1億1,000万円超 1億2,000万円以下	31,050円	37,640円	41,290円
	13	1億2,000万円超 1億3,000万円以下	36,610円	39,950円	47,870円
	14	1億3,000万円超 1億4,000万円以下	38,550円	42,200円	50,650円
	15	1億4,000万円超 1億5,000万円以下	40,560円	49,710円	53,460円
	16	1億5,000万円超 1億6,000万円以下	42,500円	51,960円	56,240円
	17	1億6,000万円超 1億7,000万円以下	44,480円	54,250円	59,020円
	18	1億7,000万円超 1億8,000万円以下	46,430円	56,530円	61,790円
	19	1億8,000万円超 1億9,000万円以下	48,410円	58,820円	64,610円
	20	1億9,000万円超 2億円以下	50,400円	61,100円	67,390円
Sマーク 対応！ SS型 保険金額 2億円	1	1,000万円以下	5,990円	7,250円	7,040円
	2	1,000万円超 2,000万円以下	8,470円	10,100円	10,510円
	3	2,000万円超 3,000万円以下	11,000円	12,940円	14,030円
	4	3,000万円超 4,000万円以下	13,880円	15,800円	17,610円
	5	4,000万円超 5,000万円以下	17,120円	19,850円	22,150円
	6	5,000万円超 6,000万円以下	21,030円	23,140円	26,260円
	7	6,000万円超 7,000万円以下	23,570円	26,890円	30,660円
	8	7,000万円超 8,000万円以下	26,020円	30,940円	34,110円
	9	8,000万円超 9,000万円以下	30,190円	33,780円	39,300円
	10	9,000万円超 1億円以下	32,660円	39,020円	42,750円
	11	1億円超 1億1,000万円以下	35,200円	41,870円	46,290円
	12	1億1,000万円超 1億2,000万円以下	37,670円	44,700円	49,750円
	13	1億2,000万円超 1億3,000万円以下	43,770円	47,570円	57,010円
	14	1億3,000万円超 1億4,000万円以下	46,240円	50,410円	60,480円
	15	1億4,000万円超 1億5,000万円以下	48,780円	58,490円	63,990円
	16	1億5,000万円超 1億6,000万円以下	51,250円	61,320円	67,460円
	17	1億6,000万円超 1億7,000万円以下	53,780円	64,180円	70,910円
	18	1億7,000万円超 1億8,000万円以下	56,240円	67,030円	74,390円
	19	1億8,000万円超 1億9,000万円以下	58,770円	69,880円	77,900円
	20	1億9,000万円超 2億円以下	61,300円	72,730円	81,360円

※年間売上高2億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※上記掛金は、年間保険料と制度運営費（500円）の合計です。

※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用（パンフレット発送費、電話代など）に使用されます。

スリムな補償内容でリーズナブルな保険料をご希望の方は・・・

エコノミープラン

(日本国内のみ)

**Sマーク非対応
プランです。**

(賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、生産物特約条項 他)

【保険の補償を受けられる方（被保険者）の範囲】

①貴店（記名被保険者）、②貴店の役員・使用人、③貴店の下請負人、④貴店の下請負人の役員・使用人

※②③④は、貴店の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

※使用人にはアルバイトを含みます。

食中毒賠償事故の補償

貴店が製造・販売した飲食物が原因で、お客さまなどの第三者に食中毒などの身体障害を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。



- 提供した飲食物が腐敗していたために、お客さまが食中毒になった。
- 販売した飲食物に誤って金属片が混ざってしまい、お客さまが口の中をケガした。

■保険金額（お支払限度額）

食中毒賠償事故	対人事故 1事故・保険期間中 5,000万円 (自己負担額1事故あたり1,000円)
---------	---

■エコノミープラン年間掛金一覧表

○ 直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準にご加入ください。

○ ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。
(保険期間:1年)

売上区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	年間掛金		
		(イ) レストラン 食堂 居酒屋 喫茶店	(ロ) 仕出 弁当 給食 惣菜小売	(ハ) スナック バー キャバレー
1	1,000万円以下			
2	1,000万円超 2,000万円以下	2,060円	3,590円	2,580円
3	2,000万円超 3,000万円以下			
4	3,000万円超 4,000万円以下			
5	4,000万円超 5,000万円以下	4,400円	8,230円	5,690円
6	5,000万円超 6,000万円以下			
7	6,000万円超 7,000万円以下			
8	7,000万円超 8,000万円以下	6,740円	12,870円	8,810円
9	8,000万円超 9,000万円以下			
10	9,000万円超 1億円以下			
11	1億円超 1億1,000万円以下	9,080円	17,510円	11,920円
12	1億1,000万円超 1億2,000万円以下			
13	1億2,000万円超 1億3,000万円以下			
14	1億3,000万円超 1億4,000万円以下	11,420円	22,150円	15,040円
15	1億4,000万円超 1億5,000万円以下			
16	1億5,000万円超 1億6,000万円以下			
17	1億6,000万円超 1億7,000万円以下	13,760円	26,790円	18,160円
18	1億7,000万円超 1億8,000万円以下			
19	1億8,000万円超 1億9,000万円以下			
20	1億9,000万円超 2億円以下	16,100円	31,430円	21,270円

※年間売上高2億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※上記掛金は、年間保険料と制度運営費（500円）の合計です。

※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用（パンフレット発送費、電話代など）に使用されます。

■お支払いする保険金

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	損害賠償請求権（被害者）に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 身体賠償事故の場合・・・治療費、医療費、慰謝料など 被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。
②損害防止費用	被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
③緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
④権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
⑤争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
⑥協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
⑦事故対応特別費用	補償対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）をお支払いします。 ただし、保険期間中1,000万円を限度とします。
⑧被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用をお支払いします。ただし、被害者1名（法人の場合は1法人）につき、対人見舞費用2万円（死亡は10万円）、対物臨時費用2万円、保険期間中1,000万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。

※②から⑧の損害については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

※②～⑥までを合算して保険金額が限度となります。

※自己負担額（免責金額）は①に適用されます。

オプション

休業補償

(日本国内のみ)

(賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、食中毒・感染症利益担保特約条項 他)

※休業補償(オプション)は、ワイドプラン・エコミープランにセット可能なオプションです。おみせのマスターにセットすることはできませんのでご注意ください。

【被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲: 貴店】



次のような事故の発生によって売上が減少した場合、あらかじめ設定したてん補期間(損失を補償する期間をいいます。)の営業利益その他損失を補償します。

- ① 貴店の営業施設における食中毒または感染症の発生
- ② 貴店の営業施設で製造、販売、提供した食品に起因する食中毒の発生
- ③ 貴店の営業施設が食中毒または感染症の病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置

※所轄保健所長への届出または保健所などの行政機関による消毒などが行われることが必要となります。

■対象となる感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎりません。)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

(ご注意) 感染症予防法に規定する新型インフルエンザ、再興型インフルエンザについては、対象となりません。

■お支払いする保険金

喪失利益・売上高減少防止費用

食中毒や特定の感染症が発生したことにより、営業が休止または阻害されたために生じた貴店の損失に対し、お支払限度期間(10日、1か月、2か月)を限度に、かつ保険金額を限度に保険金をお支払いします。

■年間保険料一覧表(保険金額・お支払限度期間一覧表)

○ 直近会計年度の売上高(消費税を含みます。)を基準に決定してください。

○ ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。(保険期間: 1年)

お支払 限度期間	売上高 区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	保険金額	年間保険料		
				(イ) レストラン 食堂 居酒屋 喫茶店	(ロ) 仕出 弁当 給食 惣菜小売	(ハ) スナック バー キャバレー
10日	1	1,000万円以下	10万円	200円	900円	200円
	2	1,000万円超 2,000万円以下	20万円	390円	1,790円	390円
	3	2,000万円超 3,000万円以下	35万円	680円	3,130円	680円
	4	3,000万円超 4,000万円以下	45万円	880円	4,030円	880円
	5	4,000万円超 5,000万円以下	60万円	1,170円	5,370円	1,170円
	6	5,000万円超 6,000万円以下	80万円	1,560円	7,160円	1,560円
	7	6,000万円超 7,000万円以下	80万円	1,560円	7,160円	1,560円
	8	7,000万円超 8,000万円以下	115万円	2,240円	10,290円	2,240円
	9	8,000万円超 9,000万円以下	115万円	2,240円	10,290円	2,240円
	10	9,000万円超 1億円以下	115万円	2,240円	10,290円	2,240円
	11	1億円超 1億1,000万円以下	125万円	2,440円	11,190円	2,440円
	12	1億1,000万円超 1億2,000万円以下	135万円	2,630円	12,080円	2,630円
	13	1億2,000万円超 1億3,000万円以下	145万円	2,830円	12,980円	2,830円
	14	1億3,000万円超 1億4,000万円以下	155万円	3,020円	13,870円	3,020円
	15	1億4,000万円超 1億5,000万円以下	170万円	3,320円	15,220円	3,320円
	16	1億5,000万円超 1億6,000万円以下	180万円	3,510円	16,110円	3,510円
	17	1億6,000万円超 1億7,000万円以下	190万円	3,710円	17,010円	3,710円
	18	1億7,000万円超 1億8,000万円以下	200万円	3,900円	17,900円	3,900円
	19	1億8,000万円超 1億9,000万円以下	215万円	4,190円	19,240円	4,190円
	20	1億9,000万円超 2億円以下	225万円	4,390円	20,140円	4,390円

※年間売上高2億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※上記保険料は制度運営費対象外です。

■年間保険料一覧表（保険金額・お支払限度期間一覧表）

○直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準に決定してください。

○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。
(保険期間:1年)

お支払 限度期間	売上 高区 分	年間売上高 ※消費税を含みます。	保険金額	年間保険料		
				(イ) レストラン 食堂 居酒屋 喫茶店	(ロ) 仕出 弁当 給食 惣菜小売	(ハ) スナック パー キャバレー
1か月	1	1,000万円以下	20万円	200円	900円	200円
	2	1,000万円超 2,000万円以下	60万円	600円	2,700円	600円
	3	2,000万円超 3,000万円以下	95万円	950円	4,280円	950円
	4	3,000万円超 4,000万円以下	135万円	1,350円	6,080円	1,350円
	5	4,000万円超 5,000万円以下	175万円	1,750円	7,880円	1,750円
	6	5,000万円超 6,000万円以下	240万円	2,400円	10,800円	2,400円
	7	6,000万円超 7,000万円以下	240万円	2,400円	10,800円	2,400円
	8	7,000万円超 8,000万円以下	335万円	3,350円	15,080円	3,350円
	9	8,000万円超 9,000万円以下	335万円	3,350円	15,080円	3,350円
	10	9,000万円超 1億円以下	335万円	3,350円	15,080円	3,350円
	11	1億円超 1億1,000万円以下	365万円	3,650円	16,430円	3,650円
	12	1億1,000万円超 1億2,000万円以下	400万円	4,000円	18,000円	4,000円
	13	1億2,000万円超 1億3,000万円以下	433万円	4,330円	19,490円	4,330円
	14	1億3,000万円超 1億4,000万円以下	465万円	4,650円	20,930円	4,650円
	15	1億4,000万円超 1億5,000万円以下	500万円	5,000円	22,500円	5,000円
	16	1億5,000万円超 1億6,000万円以下	533万円	5,330円	23,990円	5,330円
	17	1億6,000万円超 1億7,000万円以下	565万円	5,650円	25,430円	5,650円
	18	1億7,000万円超 1億8,000万円以下	600万円	6,000円	27,000円	6,000円
	19	1億8,000万円超 1億9,000万円以下	633万円	6,330円	28,490円	6,330円
	20	1億9,000万円超 2億円以下	665万円	6,650円	29,930円	6,650円
2か月	1	1,000万円以下	40万円	300円	1,340円	300円
	2	1,000万円超 2,000万円以下	120万円	900円	4,020円	900円
	3	2,000万円超 3,000万円以下	190万円	1,430円	6,370円	1,430円
	4	3,000万円超 4,000万円以下	270万円	2,030円	9,050円	2,030円
	5	4,000万円超 5,000万円以下	350万円	2,630円	11,730円	2,630円
	6	5,000万円超 6,000万円以下	480万円	3,600円	16,080円	3,600円
	7	6,000万円超 7,000万円以下	480万円	3,600円	16,080円	3,600円
	8	7,000万円超 8,000万円以下	670万円	5,030円	22,450円	5,030円
	9	8,000万円超 9,000万円以下	670万円	5,030円	22,450円	5,030円
	10	9,000万円超 1億円以下	670万円	5,030円	22,450円	5,030円
	11	1億円超 1億1,000万円以下	730万円	5,480円	24,460円	5,480円
	12	1億1,000万円超 1億2,000万円以下	800万円	6,000円	26,800円	6,000円
	13	1億2,000万円超 1億3,000万円以下	865万円	6,490円	28,980円	6,490円
	14	1億3,000万円超 1億4,000万円以下	930万円	6,980円	31,160円	6,980円
	15	1億4,000万円超 1億5,000万円以下	1,000万円	7,500円	33,500円	7,500円
	16	1億5,000万円超 1億6,000万円以下	1,065万円	7,990円	35,680円	7,990円
	17	1億6,000万円超 1億7,000万円以下	1,130万円	8,480円	37,860円	8,480円
	18	1億7,000万円超 1億8,000万円以下	1,200万円	9,000円	40,200円	9,000円
	19	1億8,000万円超 1億9,000万円以下	1,265万円	9,490円	42,380円	9,490円
	20	1億9,000万円超 2億円以下	1,330万円	9,980円	44,560円	9,980円

※年間売上高2億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。


※上記保険料は制度運営費対象外です。

物損害・賠償・休業リスクをまとめて補償！

おみせのマスター

(事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」事業所限定方式)

標準営業約款
「Sマーク」対応！



※このおみせのマスターにご加入いただく場合は、ワイドプラン・エコノミープラン・[オプション]休業補償にご加入いただくことはできませんのでご注意ください。

【被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲】

物損害ユニット…貴店、休業ユニット…貴店

賠償ユニット…①貴店、②貴店の役員・使用人、③貴店の下請負人、④貴店の下請負人の役員、使用人

※②③④は、貴店の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。また、使用人にはアルバイトを含みます。

物損害ユニット

事業所限定方式

保険金額
1,000万円

※お支払いする保険金の内容、保険金をお支払いできない主な場合など、詳細はP15をご覧ください。

●貴店所有の業務用の動産をまとめて補償!!

●保険金のお支払いは再調達価額基準でお支払い!!

損害が発生した地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのみ要する額を基準としてお支払いします。ただし、保険の対象が商品・製品等*²または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価（損害が発生した地および時における保険の対象の価額）が基準となります。

●業務用の現金の盗難についても1事故につき100万円まで補償!!

保険の対象

貴店所有の設備・什器等*¹や商品・製品等*²が下記の場所（状態）にある場合に保険の対象となります。

対象敷地内* ³		輸送中	一時持ち出し中	対象敷地内* ³ から20m以内に設置されている自動販売機、看板
店舗建物内	野積み			

*¹ 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。（以下同じです。）

*² 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。（以下同じです。）

*³ 指定した店舗が所在する敷地内をいいます。（以下同じです。）

補償内容

※対象物件の種類・場所（上記「保険の対象」ご参照）によって補償対象となる事故種類が異なります。詳しくはP15をご覧ください。

- ① 火災、落雷、破裂・爆発
- ② 風災・雹災・雪災
- ③ 建物の外部からの物体の衝突、飛来など
- ④ 給排水設備に生じた事故による水濡れなど
- ⑤ 騒擾、労働争議など
- ⑥ 盗難
- ⑦ 水災
- ⑧ 電気的事故・機械的事故
- ⑨ その他不測かつ突発的な事故
- ⑩ 業務用現金などの盗難（1事故につき100万円限度）

【事故例】

○事務所で火災が発生し、什器が焼失した。

○給水管が破損し、商品が水濡れした。

○大雨による洪水で事務所が水浸しとなった。

○事務所の金庫に保管していた現金が盗まれた。
（1事故につき100万円限度）



※⑦から⑨までの損害については自己負担額（1万円）を差し引いてお支払いします。

休業ユニット

事業所限定方式

保険金額
1,000万円
【復旧期間12か月限度】

※お支払いする保険金の内容、保険金をお支払いできない主な場合など、詳細はP16をご覧ください。

●貴店所有の設備・什器等や商品・製品等が損害を受けた結果、貴店の営業が休止、阻害されたために生じる損失を補償!!

●事故後の復旧期間内に営業を継続するために必要となる代替の設備、什器などの賃貸費用などを補償!!

●食中毒や特定感染症による損失を補償!!

対象物件

下記A～Fの対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

A	ご契約いただく事業所の設備・什器等や商品・製品等	D	対象敷地内*に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
B	指定した事業所	E	対象敷地内*へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
C	対象敷地内*にあるA以外の財物	F	事業所に製品を供給する者などが日本国内で占有する財物

*指定した事務所が所在する敷地内をいいます。

補償内容

※対象物件の種類・場所（前記「対象物件」ご参照）によって補償対象となる事故種類が異なります。詳しくはP16をご覧ください。

①対象物件に損害が発生した結果生じた休業損失など

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災・雹災・雪災
- 建物の外部からの物体の衝突、飛来など
- 給排水設備に生じた事故による水濡れなど
- 盗難
- 水災
- 電氣的事故・機械的事故
- その他不測かつ突発的な事故

〔事故例〕

- 事務所で火災が発生し、什器が焼失した。
- お店に車が突っ込みこわされた。
- 大雨による洪水で事務所が水浸しとなった。



②次の事由が発生した結果生じた休業損失など

提供した食品が原因で食中毒が発生し、営業を一部休止し、利益が減少した。



事故により電気の供給が中断し、営業を一部休止した。



賠償ユニット

事業所限定方式

保険金額
1億円
(自己負担額1万円)

※お支払いする保険金の内容、保険金をお支払いできない主な場合など、詳細はP17をご覧ください。

- 借用建物の損壊に伴う賠償責任のほか、賃貸借契約に基づき借用建物を修理した場合の費用も補償!!
- 賠償責任の解決のためのさまざまな費用も補償!!
- 次の損害についての賠償責任も補償!!

- 人格権侵害・宣伝障害
- 貴店製品が原因で納入先に不良品ができあがってしまったことについての損害（不良完成品）
- 見舞費用
- 損傷のない財物の使用不能損害、損傷した受託物などの使用不能損害
- 製造物など、それ自体の損害（他の財物の損害の原因となった場合）
- 加工などを目的として受託した財物（作業受託物）・レンタル品（賃借物）などの損壊

補償範囲

- 日本国内で発生した貴店の次の業務上の偶然な事故による**身体の障害*1**・**財物の損壊*2**に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

*1 人のケガや病気をいいます。これらによって亡くなられた場合を含みます。

*2 財物の滅失、損傷または汚損をいいます。受託物危険・受託自動車危険については紛失、盗取および詐取を含みます。また、これらに起因するその財物が使用できないことによる被害をいいます。

指定した事業所における施設・業務遂行危険

指定した事業所の業務にかかる受託物危険

指定した製造物(作業の結果)における製造物・完成作業危険

指定した事業所が賃貸の場合の受託不動産危険

- 日本国内で発生した貴店の指定した事業所の業務上の行為による**人格権侵害・宣伝障害**に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

保険金をお支払いする例

<p>施設危険</p> <p>フロアのタイルがはがれているのに気づかず、来訪者がつまずいてケガをされた。</p>	<p>業務遂行危険</p> <p>お客さまに出すお茶をこぼし、ヤケドを負わせてしまった。</p>	<p>製造物危険</p> <p>提供した飲食物が腐っていたため、お客さまが食中毒になった。</p>	<p>受託物危険</p> <p>お客さまからお預かりしたコートが盗まれた。</p>
<p>受託不動産危険</p> <p>火災により借りている建物に損害が生じた。</p>	<p>損傷のない財物の使用不能損害</p> <p>爆発により看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり鉄道会社の営業収益が減少した。</p>		<p>人格権侵害</p> <p>お客さまを万引犯と間違えてしまった。</p>

※上記のほか、「生産物自体の損害」「作業の結果自体の損害」についても補償の対象となります。

■年間保険料表

○直近会計年度の年間売上高（消費税込み）を基準にご加入ください。

○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。

（保険期間：1年）

年間売上高 ※消費税を含みます。	年間保険料		
	(イ)レストラン、食堂、 居酒屋、喫茶店	(ロ)仕出、弁当、給食、 惣菜小売	(ハ)スナック、パー、 キャバレー
200万円未満	13,870円	8,740円	25,130円
200万円以上 300万円未満	16,090円	10,810円	30,650円
300万円以上 400万円未満	18,280円	12,890円	36,180円
400万円以上 500万円未満	20,470円	14,970円	41,700円
500万円以上 600万円未満	22,670円	17,050円	47,230円
600万円以上 700万円未満	24,870円	19,120円	52,760円
700万円以上 800万円未満	27,060円	21,200円	58,290円
800万円以上 900万円未満	29,250円	23,280円	63,810円
900万円以上 1,000万円未満	31,460円	25,360円	69,330円
1,000万円以上 1,100万円未満	33,660円	27,430円	74,870円
1,100万円以上 1,200万円未満	35,790円	29,450円	80,260円
1,200万円以上 1,300万円未満	37,930円	31,480円	85,650円
1,300万円以上 1,400万円未満	40,060円	33,510円	91,040円
1,400万円以上 1,500万円未満	42,190円	35,520円	96,430円
1,500万円以上 1,600万円未満	44,330円	37,550円	101,840円
1,600万円以上 1,700万円未満	46,450円	39,580円	107,220円
1,700万円以上 1,800万円未満	48,590円	41,600円	112,620円
1,800万円以上 1,900万円未満	50,730円	43,620円	118,000円
1,900万円以上 2,000万円未満	52,860円	45,650円	123,400円
2,000万円以上 2,100万円未満	54,990円	47,670円	128,790円
2,100万円以上 2,200万円未満	57,130円	49,700円	134,190円
2,200万円以上 2,300万円未満	59,260円	51,710円	139,580円
2,300万円以上 2,400万円未満	61,390円	53,740円	144,970円
2,400万円以上 2,500万円未満	63,520円	55,770円	150,370円
2,500万円以上 2,600万円未満	65,670円	57,790円	155,760円
2,600万円以上 2,700万円未満	67,800円	59,810円	161,150円
2,700万円以上 2,800万円未満	69,930円	61,840円	166,540円
2,800万円以上 2,900万円未満	72,060円	63,860円	171,930円
2,900万円以上 3,000万円未満	74,190円	65,880円	177,340円
3,000万円以上 3,100万円未満	76,320円	67,910円	182,720円
3,100万円以上 3,200万円未満	78,460円	69,930円	188,120円
3,200万円以上 3,300万円未満	80,590円	71,960円	193,500円
3,300万円以上 3,400万円未満	82,730円	73,980円	198,910円
3,400万円以上 3,500万円未満	84,870円	76,000円	204,290円
3,500万円以上 3,600万円未満	87,000円	78,030円	209,690円
3,600万円以上 3,700万円未満	89,130円	80,050円	215,080円
3,700万円以上 3,800万円未満	91,260円	82,070円	220,470円
3,800万円以上 3,900万円未満	93,400円	84,100円	225,870円
3,900万円以上 4,000万円未満	95,530円	86,120円	231,260円
4,000万円以上 4,100万円未満	97,670円	88,150円	236,650円
4,100万円以上 4,200万円未満	99,800円	90,170円	242,030円
4,200万円以上 4,300万円未満	101,930円	92,190円	247,440円
4,300万円以上 4,400万円未満	104,060円	94,220円	252,830円
4,400万円以上 4,500万円未満	106,200円	96,250円	258,220円
4,500万円以上 4,600万円未満	108,330円	98,260円	263,610円
4,600万円以上 4,700万円未満	110,460円	100,290円	269,000円
4,700万円以上 4,800万円未満	112,600円	102,310円	274,400円
4,800万円以上 4,900万円未満	114,740円	104,340円	279,790円
4,900万円以上 5,000万円未満	116,870円	106,360円	285,180円

◀保険料例▶

業種：レストラン
売上高：3,550万円の場合



○売上高は『**3,500万円以上 3,600万円未満**』になります。
○よって、年間保険料は『**87,000円**』となります。

■年間保険料表（続き）

○直近会計年度の年間売上高（消費税込み）を基準にご加入ください。

○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。

（保険期間：1年）

年間売上高 ※消費税を含みます。	年間保険料		
	(イ)レストラン、食堂、 居酒屋、喫茶店	(ロ)仕出、弁当、給食、 惣菜小売	(ハ)スナック、バー、 キャバレー
5,000万円以上 5,100万円未満	119,010円	108,380円	290,580円
5,100万円以上 5,200万円未満	121,070円	110,360円	295,840円
5,200万円以上 5,300万円未満	123,140円	112,330円	301,100円
5,300万円以上 5,400万円未満	125,210円	114,310円	306,350円
5,400万円以上 5,500万円未満	127,280円	116,280円	311,610円
5,500万円以上 5,600万円未満	129,350円	118,260円	316,860円
5,600万円以上 5,700万円未満	131,420円	120,230円	322,130円
5,700万円以上 5,800万円未満	133,500円	122,210円	327,380円
5,800万円以上 5,900万円未満	135,570円	124,180円	332,640円
5,900万円以上 6,000万円未満	137,630円	126,160円	337,900円
6,000万円以上 6,100万円未満	139,710円	128,130円	343,160円
6,100万円以上 6,200万円未満	141,780円	130,110円	348,420円
6,200万円以上 6,300万円未満	143,840円	132,080円	353,680円
6,300万円以上 6,400万円未満	145,920円	134,060円	358,940円
6,400万円以上 6,500万円未満	147,990円	136,030円	364,190円
6,500万円以上 6,600万円未満	150,060円	138,010円	369,460円
6,600万円以上 6,700万円未満	152,130円	139,980円	374,720円
6,700万円以上 6,800万円未満	154,200円	141,960円	379,970円
6,800万円以上 6,900万円未満	156,270円	143,930円	385,230円
6,900万円以上 7,000万円未満	158,330円	145,900円	390,480円
7,000万円以上 7,100万円未満	160,410円	147,880円	395,750円
7,100万円以上 7,200万円未満	162,490円	149,850円	401,000円
7,200万円以上 7,300万円未満	164,550円	151,820円	406,260円
7,300万円以上 7,400万円未満	166,630円	153,790円	411,520円
7,400万円以上 7,500万円未満	168,700円	155,770円	416,780円
7,500万円以上 7,600万円未満	170,760円	157,750円	422,040円
7,600万円以上 7,700万円未満	172,840円	159,720円	427,290円
7,700万円以上 7,800万円未満	174,900円	161,690円	432,550円
7,800万円以上 7,900万円未満	176,970円	163,670円	437,800円
7,900万円以上 8,000万円未満	179,050円	165,640円	443,070円
8,000万円以上 8,100万円未満	181,120円	167,620円	448,330円
8,100万円以上 8,200万円未満	183,190円	169,590円	453,580円
8,200万円以上 8,300万円未満	185,260円	171,570円	458,850円
8,300万円以上 8,400万円未満	187,330円	173,540円	464,110円
8,400万円以上 8,500万円未満	189,400円	175,520円	469,370円
8,500万円以上 8,600万円未満	191,460円	177,490円	474,620円
8,600万円以上 8,700万円未満	193,540円	179,470円	479,880円
8,700万円以上 8,800万円未満	195,620円	181,440円	485,140円
8,800万円以上 8,900万円未満	197,680円	183,420円	490,400円
8,900万円以上 9,000万円未満	199,760円	185,390円	495,660円
9,000万円以上 9,100万円未満	201,830円	187,370円	500,910円
9,100万円以上 9,200万円未満	203,890円	189,340円	506,170円
9,200万円以上 9,300万円未満	205,970円	191,310円	511,430円
9,300万円以上 9,400万円未満	208,030円	193,290円	516,690円
9,400万円以上 9,500万円未満	210,110円	195,270円	521,950円
9,500万円以上 9,600万円未満	212,180円	197,240円	527,200円
9,600万円以上 9,700万円未満	214,250円	199,210円	532,460円
9,700万円以上 9,800万円未満	216,320円	201,190円	537,720円
9,800万円以上 9,900万円未満	218,380円	203,170円	542,980円
9,900万円以上 1億円未満	220,460円	205,140円	548,230円

※年間売上高1億円以上の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※上記保険料は制度運営費の対象外です。

物損害ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合												
①損害保険金	<p>日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○」印がある偶然な事故により保険の対象(設備・什器等や商品・製品等)に損害(注1)が生じた場合に、再調達価額(注2)を基準にお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか、低い額をお支払いします。(注3)</p> <p>(注1) 保険契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含めます。</p> <p>(注2) 損害が発生した地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額をいいます。</p> <p>(注3) 保険の対象が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画・骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価*が基準となります。</p> <p>* 損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。 (お支払いする損害保険金の額は、1事故につき1,000万円が限度となります。)</p>	<p><設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、記名被保険者、保険金受取人またはその代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害 ● 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質などによる損害 ● 対象敷地内から20mを超える場所に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害 ● 自動販売機、両替機などに収容されている商品に生じた盗難による損害。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。 ● ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・雹災・雪災の損害 ● 日本国外で発生した事故 など <p><設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電氣的・機械的の事故に適用される固有の事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象の瑕疵、自然消耗、劣化、ボイラスケール、錆、黴、キャビテーション、ねずみ食い、虫食いなどによる損害 ● 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力によって生じた損害 ● 製造中または加工中の損害 ● 保険の対象のうち、管球類のみに生じた損害 ● 汚損、すり傷などの単なる外形上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ● 詐欺、横領、置忘れ、紛失など ● 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている商品が規定量以上に出ることによって生じた損害 ● 楽器に生じた次の損害 <ul style="list-style-type: none"> a. 絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損 b. 音色・音質の変化 ● 保険の対象が液体・粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害 ● 亀裂その他の瑕疵があったガラスに生じた損害および取付上の瑕疵によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害 ● 保険契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意による損害 ● 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害 ● 発酵、自然発熱の損害 ● 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入 ● カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など <p><商品・製品等に適用される固有の事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じる損害 ● 万引きによって生じた損害 ● 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害 ● 受渡しの過誤などによる損害 ● 電力の停止または異常な供給による損害 など <p><手形・小切手の盗難に適用される固有の事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次の措置をただちに取らなかった場合 <ul style="list-style-type: none"> a. 振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生のお知らせを行い、支払いの停止を依頼すること。 b. 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権判決の申し立てをすること。 c. 警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること。 d. その他損保ジャパン日本興亜の要求した手続きを行うこと。 ● 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害 など 												
②物損害事故付随費用保険金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費用保険金</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残存物取片づけ費用</td> <td>残存物の取づけに必要な取りこわし費用など</td> </tr> <tr> <td>修理付帯費用</td> <td>復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備、装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業業務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td> </tr> <tr> <td>法令変更対応費用</td> <td>建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td> </tr> <tr> <td>エコ対策費用</td> <td>復旧にあたり環境に資する製品(注4)に買い換える場合などの追加費用</td> </tr> <tr> <td>屋上緑化費用</td> <td>保険の対象と同時に貴社所有建物の外壁または屋根が損害を受けた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注4) エコマークなどの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。</p>	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備、装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業業務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用	エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品(注4)に買い換える場合などの追加費用	屋上緑化費用	保険の対象と同時に貴社所有建物の外壁または屋根が損害を受けた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用	
費用保険金	内容													
残存物取片づけ費用	残存物の取づけに必要な取りこわし費用など													
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備、装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業業務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など													
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用													
エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品(注4)に買い換える場合などの追加費用													
屋上緑化費用	保険の対象と同時に貴社所有建物の外壁または屋根が損害を受けた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用													
③通貨等盗難損害保険金	<p>対象施設内に収容中または一時持出中の状態にある業務用現金(注5)・手形・小切手など、または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度にお支払いします。 (注5) 対象敷地内から20m以内に設置の自動販売機内収容を含みます。</p>													

【補償内容】

◎：お支払いします。自己負担額はありませぬ。 ○：自己負担額（1万円）を控除してお支払いします。 ×：お支払いできません。

No.	事故の種類	対象敷地内		輸送中一時持出し中 対象敷地内から20m以内の 看板および自動販売機
		対象建物内	左記以外(野積みなど)	
①	火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎	◎
②	風災・雹災・雪災	設備・什器等	◎	◎
		商品・製品等	◎	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎
⑤	騒擾、労働争議など	◎	◎	◎
⑥	盗難	◎	×	◎
⑦	水災	設備・什器等	○	○
		商品・製品等	○	×
⑧	電氣的事故、機械的の事故	○	×	○
⑨	その他不測かつ突発的な事故	○	×	○

【ご注意】 保険の対象にならない物

次の物は保険の対象となりませぬ。

- 建物 ● 自動車 ● 原動機付自転車 ● 船舶 ● 航空機 ● 動物・植物 ● 貴金属・宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物 など

※ 建物は火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。

休業ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
①休業損失 保険金	<p>日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○・△」印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴店の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。</p> <p>(ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります。)</p> <p>てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用(注1)の合計額から復旧期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします。(注2)</p> <p>お支払いする休業損失保険金の額は、1事故につき1,000万円が限度となります。</p> <p>(注1) 標準売上高※1に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内※2に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。</p> <p>※1 事故発生直前12か月のうちてん補期間に相当する期間の売上高をいいます。</p> <p>※2 保険金支払の対象となる期間で、特に定めのない場合、事故が発生した時に始まり、ただし、12か月を限度とします。</p> <p>(注2) 保険金のお支払対象となるてん補期間は、いかなる場合も12か月までとなります。</p>	<p><共通の事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反 ●地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故 ●復旧・営業の継続に対する妨害 ●差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使 ●供給者などの倒産 ●自動販売機、両替機などの機械に収容されている商品に生じた盗難 <p>ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象建物外に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害 など <p><対象物件に生じた次の損害による損失など></p> <ul style="list-style-type: none"> ●次の財物に生じた風災・雹災・雪災の事故により生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> a. ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等 b. 建築中の屋外設備・装置 c. 棧橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置 <p><設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的、機械的事故に適用される固有の事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象物件の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、黴、キャビテーション、ねずみ喰い、虫喰い ●製造中、加工中の損害 ●管球類のみに生じた損害 ●汚損、すり傷などの単なる外形上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●対象物件の置忘れ、紛失 ●自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている商品が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害 ●対象物件である楽器に生じた次の損害 <ul style="list-style-type: none"> a. 絃のみの切断または打楽器の打皮のみの破損 b. 音色または音質の変化 ●対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害 ●ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害 ●土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害 ●発酵または自然発熱の損害 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害 ●テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など <p><対象物件である商品・製品等に生じた次の損害による損失など></p> <ul style="list-style-type: none"> ●冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害 ●万引きによって生じた損害 ●検品、梱卸しの際に発見された数量不足による損害 ●対象物件の受け渡しの過誤などによる損害 ●電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害 など
②営業継続費用 保険金	<p>補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴店の営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。(注3)</p> <p>(注3) 保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。</p>	<p><次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水></p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動 ●屋根、扉、戸、窓、通風口などの雨または雪などの吹込み ●保険契約者、記名被保険者の従業員の故意 ●修理、清掃などの作業上の作業の過失・技術の拙劣 など <p><次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中断></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 ●賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断 ●労働争議 ●脅迫行為 ●水源の汚染、濁水または水不足 など <p><上記以外の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ●脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた食中毒・特定感染症の発生 など

【補償内容】

①次の事故により損害を受けた結果生じた休業損失など

◎: 事故発生日の当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いします。 ○: 事故発生日の翌日分から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。) ×: お支払いできません。

事故の種類	貴店所有の設備・什器等や商品・製品等 (P. 11【対象物件】A)			建物、アーケードなど P. 11【対象物件】B~F に掲げる財物
	対象敷地内		輸送中・一時持ち出し中	
	対象建物内	左記以外(野積みなど)		
火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎	◎	◎
風災・雹災・雪災	○	○*	○*	○
建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎	◎
給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎	◎
騒擾、労働争議など	◎	◎	◎	◎
盗難	◎	×	◎	◎
水災	○	×	○*	○
電気的事故、機械的事故	○	×	○	○
その他不測かつ突発的な事故	○	×	○	○

* 商品・製品等についてはお支払いできません。

②次の事由が発生した結果生じた休業損失など

○: 事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)

△: 事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。また、営業継続費用はお支払いできません。

対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水	○
対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○
不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断	○
不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	○
対象施設における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生(ただし、保健所に届出のあったものにかぎります。)	△
対象施設における「O-157」「SARS」などの特定感染症の発生(ただし、保健所に届出のあったものにかぎります。)	△
対象施設が食中毒・特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合の保健所などによる消毒などの措置	△

【ご注意】 保険の対象にならない物

●自動車 ●原動機付自転車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物 など

賠償ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容																								
①損害賠償金 (被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価値を差し引くものとします。)	日本国内で発生した貴店の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴店の業務上の行為(注1)により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額1万円を上回る場合に、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額1億円を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。																								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: yellow;">損害の種類</th> <th style="background-color: yellow;">お支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">身体の傷害</td> <td rowspan="2">保険期間を通じて 1億円限度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人格権侵害・宣伝障害</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">財物の損壊</td> <td>財物の損傷等およびその結果発生する使用不能</td> <td rowspan="2">1事故1,000万円限度</td> </tr> <tr> <td>損傷等の発生していない財物の使用不能</td> </tr> <tr> <td>製造物自体・作業の結果自体の損壊</td> <td>1事故500万円または時価のいずれか低い額限度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受託物</td> <td>損傷等、紛失、盗取、詐取</td> <td>1事故100万円限度</td> </tr> <tr> <td>損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能</td> <td>1事故100万円限度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受託不動産</td> <td>損傷等</td> <td>1事故5,000万円または時価のいずれか低い額限度</td> </tr> <tr> <td>損傷等の結果発生する使用不能</td> <td>1事故100万円限度</td> </tr> </tbody> </table>	損害の種類		お支払限度額	身体の傷害		保険期間を通じて 1億円限度	人格権侵害・宣伝障害		財物の損壊	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能	1事故1,000万円限度	損傷等の発生していない財物の使用不能	製造物自体・作業の結果自体の損壊	1事故500万円または時価のいずれか低い額限度	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故100万円限度	損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能	1事故100万円限度	受託不動産	損傷等	1事故5,000万円または時価のいずれか低い額限度	損傷等の結果発生する使用不能	1事故100万円限度
	損害の種類		お支払限度額																						
	身体の傷害		保険期間を通じて 1億円限度																						
	人格権侵害・宣伝障害																								
	財物の損壊	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能	1事故1,000万円限度																						
		損傷等の発生していない財物の使用不能																							
		製造物自体・作業の結果自体の損壊	1事故500万円または時価のいずれか低い額限度																						
		受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故100万円限度																					
			損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能	1事故100万円限度																					
受託不動産		損傷等	1事故5,000万円または時価のいずれか低い額限度																						
	損傷等の結果発生する使用不能	1事故100万円限度																							
(注1) お申込時にご指定された事業所における業務上の行為となります。 【ご注意】 被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパン日本興亜の承認なしに示談された場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: yellow;">損害の種類</th> <th style="background-color: yellow;">ご説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損傷等</td> <td>滅失、損傷または汚損をいいます。</td> </tr> <tr> <td>身体の障害</td> <td>人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなった場合を含みます。</td> </tr> <tr> <td>財物の損壊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。 </td> </tr> <tr> <td>施設・業務遂行危険</td> <td>施設の所有・使用・管理、および業務※に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。 ※お申込時にご指定された施設の所有・使用・管理、その施設の業務</td> </tr> <tr> <td>製造物・完成作業危険</td> <td>製造物および作業の結果※に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された製造物および作業の結果</td> </tr> <tr> <td>受託物危険</td> <td>受託物※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所の業務にかかる受託物</td> </tr> <tr> <td>受託不動産危険</td> <td>貴店が借用する不動産※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所</td> </tr> <tr> <td>人格権侵害</td> <td>次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害</td> </tr> <tr> <td>宣伝障害</td> <td>商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</td> </tr> </tbody> </table>	損害の種類	ご説明	損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。	身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなった場合を含みます。	財物の損壊	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。 	施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務※に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。 ※お申込時にご指定された施設の所有・使用・管理、その施設の業務	製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果※に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された製造物および作業の結果	受託物危険	受託物※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所の業務にかかる受託物	受託不動産危険	貴店が借用する不動産※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所	人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害	宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用					
損害の種類	ご説明																								
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。																								
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなった場合を含みます。																								
財物の損壊	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。 																								
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務※に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。 ※お申込時にご指定された施設の所有・使用・管理、その施設の業務																								
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果※に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された製造物および作業の結果																								
受託物危険	受託物※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所の業務にかかる受託物																								
受託不動産危険	貴店が借用する不動産※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所																								
人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害																								
宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用																								
②損害防止費用(注2)	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。																								
③権利保全費用(注2)	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。																								
④争訟費用(注2)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。																								
⑤協力費用(注2)	損保ジャパン日本興亜が損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパン日本興亜の請求に応じて貴店がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。																								
⑥初期対応費用(注2)(注3)	事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。																								
⑦争訟対応費用(注2)(注3)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用など																								
⑧見舞費用(注2)	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者1名あたり2万円限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。																								
⑨建具等修理費用保険金	貴店の借用する事業用の建物(注4)に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。																								

(注2) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注3) ⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

(注4) お申込時にご指定された事業所が借用のときはその事業所建物となります。

保険金をお支払いできない主な場合

<身体の障害・財物の損壊に関する事由>

身体障害・財物の損壊に共通の事由

- 保険契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。)
- 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害(労災事故)に対して負担する損害賠償責任
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊
- 日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊
- 弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)
- 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性

など

施設・業務遂行に関する固有の事由

- 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、対象敷地内での車両または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。)
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。)
- 塵埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
- 石油拡散防止費用について負担する賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害

など

製造物・完成作業に関する固有の事由

- 故意または重過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊

【ご注意】 次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。

- ① 製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- ② 貴店の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- ③ 貴店の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合

- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任

- 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

など

受託物に関する固有の事由

- 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取
- 受託物の瑕疵、自然の消耗、腐敗、鼠喰い、虫喰いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊
- 加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災、爆発による場合を除きます。)
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒に酔った運転手または操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊

など

借用建物(受託不動産)に関する固有の事由

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。)
- 汚損、すり傷、塗料のはがれなどの単なる外観上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊

など

<人格権侵害・宣伝障害に関する事由>

- 被保険者の犯罪行為 ● 採用・雇用または解雇に関する行為
- 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 契約違反
- 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害

など

<建具などの修理に関する事由>

- 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ポイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、キャビテーション、ねずみ喰い、虫喰い
- 借用施設の管球類のみに生じた損害
- 汚損、すり傷、塗料のはがれなどの単なる外観上の損害であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害

など

【ご注意】

- 個人情報をお漏れしたことによる賠償責任は対象となりません。

重要事項等説明書 契約概要のご説明と注意喚起情報のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

全飲連 新総合賠償共済制度

①ワイドプラン、エコノミープラン、休業補償 ②おみせのマスター

のあらし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：①賠償責任補償…この商品は賠償責任保険普通保険約款に賠償責任保険追加条項、生産物特約条項等をセットしたものです。
②おみせのマスター…この商品は事業活動総合保険の「物損害担保条項」「休業損失等担保条項」および「賠償責任担保条項」によって構成されています。
- 保険契約者：全国飲食業生活衛生同業組合連合会
■保険期間：平成29年8月1日午後4時から1年間となります。
■申込締切日：平成29年7月21日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者および記名被保険者：全国飲食業生活衛生同業組合連合会の会員にかぎります。
 - 被保険者：本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - お手続き方法：加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属の支部、組合事務所まで、掛金を添えてお申込みください。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
 - 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

①ワイドプラン、エコノミープラン、休業補償

【保険金をお支払いする主な場合】

ワイドプラン：パンフレットP4、エコノミープラン：パンフレットP8、休業補償：パンフレットP9をご確認ください。

【保険金をお支払いできない主な場合】

【共通【賠償責任保険普通保険約款】】

- ①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【共通【賠償責任保険追加条項】】

- ①原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ②石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）『管理財物』といい、記名被保険者の所有財物、受託財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物）または作業対象物のことをいいます。
- ⑥修理または加工（被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことによる仕上げ不良を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑦冷凍・冷蔵装置の滅失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊等に起因する賠償責任
- ⑧冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出、いつ出、漏えい等のために生じた受託物の損壊等に起因する賠償責任 など

【生産物特約条項】

- ①生産物（生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）の損壊自体の賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。）
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ④支給財物（注1）の損壊に起因する賠償責任
- ⑤次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物（注2）を損壊したことに起因する賠償責任
ア. 記名被保険者の役員または使用人
イ. 記名被保険者の下請負人

- ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など
（注1）支給財物
次のアおよびイに掲げる財物をいいます。
ア. 作業（注3）に使用される材料または部品をいい、既に作業に使用されたものを含みます。
イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
- （注2）受託財物
次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。
ア. 借用財物
被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
イ. 支給財物（注1）
ウ. 販売・保管・運送受託物
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および受託財物を除きます。
エ. 作業受託物
作業（注3）のために被保険者の所有または管理する施設内（注4）にある財物をいい、販売、修理、保管、運送受託物を除きます。
- （注3）作業
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
- （注4）施設内
仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

【食中毒・感染症利益担保特約条項】

- ①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失
- ②記名被保険者（記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失による法令違反
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
- ④地震、噴火、津波、高潮または洪水
- ⑤脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為 など
（以下、ワイドプランにのみ適用）

【人格権侵害補償】

- ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ③最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

<p>④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑤被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任</p> <p>⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。</p> <p>⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任</p> <p>⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任 など</p> <p>【施設所有管理者特約条項】</p> <p>①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任</p> <p>②航空機、自動車または施設における船、車両（自動車および原動力がもたらす人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任</p> <p>③屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 など</p> <p>【昇降機特約条項】</p> <p>①保険契約者、記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことにより起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>②昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任 など</p> <p>【物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項】</p> <p>①記名被保険者により、または記名被保険者のためになされた契約または合意または履行遅延または履行不能に起因する賠償責任</p> <p>②生産物または仕事の結果について、被保険者が保証し、または表示した性能、品質、適格性もしくは耐久性の水準に達していないことに起因する賠償責任</p> <p>③記名被保険者の管理財物の損壊自体の賠償責任</p> <p>④生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任</p> <p>⑤不良完成品損害（注）に起因する賠償責任 （注）「不良完成品損害」とは、貴店（被保険者）が製造・販売した生産物が他の製品の成分、原材料、部品または容器もしくは包装等として使用されている場合に、その生産物の欠陥を原因として完成品が不良品となってしまうことで負担する法律上の賠償責任による損害をいいます。</p> <p>⑥不良製造物・加工品損害に起因する賠償責任 など</p> <p>【第三者医療費用担保追加条項】</p> <p>①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意</p> <p>②医療費用または葬祭費用を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎります。</p>	<p>③記名被保険者もしくは記名被保険者の使用人等または医療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者（被害者を含みます。）の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為</p> <p>⑤被害者の心神喪失</p> <p>⑥被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、保険金を支払うべき身体の障害によるものである場合は、この規定を適用しません。</p> <p>⑦医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任</p> <p>⑧施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害</p> <p>⑨運動競技に参加している者が被った身体の障害 など</p> <p>【受託者特約条項】</p> <p>①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>③受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任</p> <p>④屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑤受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に見えられた受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑥次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任 ア. 自動車 イ. 車両（自動車および原動力がもたらす人力にあるものを除きます。） ウ. 船舶（船分類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。） エ. 航空機</p> <p>⑦被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が紛失したことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 など</p>
--	---

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

②おみせのマスター（事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」）

■おみせのマスターは、事業活動総合保険の「物損害担保条項」「休業損失等担保条項」および「賠償責任担保条項」の3つによって構成されています。各担保条項（以下「ユニット」といいます。）の概要は次のとおりです。

ユニット	概要
物損害ユニット	日本国内において、偶然な事故により、記名被保険者が所有する設備・什器 <small>じゅうぎ</small> や商品・製品などの動産に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
休業ユニット	日本国内において、記名被保険者が所有または占有する建物または動産や、ユーティリティ設備などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合および営業継続費用が生じた場合に保険金をお支払いします。
賠償ユニット	日本国内において、記名被保険者の業務上の偶然な事故により、他人の身体・財物に損害を与えた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

【保険金をお支払いする主な場合】

パンフレットP15～P17をご確認ください。

【保険金をお支払いできない主な場合】

パンフレットP15、P16、P18をご確認ください。

ご注意

- 全飲連 新総合賠償共済制度は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください。相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
 - ①保険期間が1年以内のご契約
 - ②営業または事業のためのご契約
 - ③法人または社団・財団等が締結したご契約
 - ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
 - （※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の最低保険料（注）は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
 - （注）最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

■告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げなかった場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者 ②業務内容 ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

■通知事項（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜社までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要ご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

【ワイドプラン、エコノミープランの場合】

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

● <<賠償責任保険>>

- ①事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- ②上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- ③損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。

ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

● この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。

● 賠償事故にかかわる示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

● この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

● 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故(災害)日時・事故(災害)原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、操業状況等報告書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等 ③生産物回収等による事故の場合 売上高等営業状況を示す帳簿(写)、決算資料、支出を免れた経常費の内訳資料、修理工程表、修理見積書、領収書、写真 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 等
⑧	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための資料	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等

● 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

● 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

● 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

● 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【おみせのマスターの場合】

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。

1. 事故が起った場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2. 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

(注) この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら記名被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

3. 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故(災害)日時・事故(災害)原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、操業状況等報告書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	■物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書 等 ■休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書 等 ■賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等

④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等 (続く)
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(注2) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 等
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 等
⑧	損保ジャパン日本興亜が支払すべき保険金の額を算出するための資料	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等

- (※1) 損害とは各工場で被保険者が支払済の賠償の対象となる損害、損失または費用のことをいいます。
- (※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (4) (3)の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。
- また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

万一事故が発生した場合のご注意

万一事故が発生したときは、ただちに取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。損保ジャパン日本興亜より事故の対応についてご連絡いたします。なお、ただちにご報告いただけない場合は、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

※ 被害者からの損害賠償請求を損保ジャパン日本興亜の承認なしに示談された場合には保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※ 取扱代理店および損保ジャパン日本興亜は事故解決のためのお手伝いはしますが、示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。

◎保険金請求権につきましては時効（3年）がありますので、ご注意ください。

中途加入について

- 毎月1日をご契約開始日（保険始期）として中途加入することができます。お申込方法や掛金の払込期日などにつきましては、取扱代理店または全国飲食業生活衛生同業組合連合会までお問い合わせください。

本制度の内容に関するご照会および事故発生に関するご相談は、

<取扱代理店>

株式会社 日本橋保険センター

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-4-6 松田ビル6F

TEL.03-3639-8844 FAX.03-3639-0580 [URL]<http://www.nic77.co.jp/>

受付時間：平日の9:00~17:00（土日、祝日、12/29~1/4を除きます。）

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-5137

受付時間：平日の9:00~17:00（土日、祝日、12/31~1/3を除きます。）

<団体保険契約者>

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館5階

TEL.03-5402-8630 FAX.03-5402-8629

受付時間：平日の10:00~17:00（土日、祝日、年末年始を除きます。）

SJNK17-00793 2017年4月18日作成